

香川県条例第36号

香川県職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県職業訓練の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて、添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて、添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第4条 普通課程（長期間の訓練課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により<u>添削指導及び面接指導</u>を行うこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p> <p>第5条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により<u>添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。